

## 特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 22 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、基本方針前文の一部（資料 4 - 1）及び以下のとおり（物品・役務は資料 4 - 2、公共工事は資料 4 - 3 参照）である。

## 文具類

- ステープラーについて「汎用型」と「汎用型以外」に分類し、「汎用型」の判断の基準を見直し（再生プラスチック配合率 40%以上 70%以上（機構部分を除く））
- 使用される塗料について、有機溶剤・臭気の低減を配慮事項に追記
- スタンプ台に係る 1 年間の経過措置の終了

## OA 機器

- 「プロジェクタ」を品目として追加  
→ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2）
- 省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、電子計算機及び磁気ディスク装置の判断の基準の見直し
- インクカートリッジについて判断の基準を見直し（再使用・マテリアルリサイクル率に係る数値基準の設定）
- 掛時計について判断の基準を見直し（太陽電池及び一次電池が使用される場合を追記）
- トナーカートリッジについて回収した使用済み製品の筐体を再び製品に使用する仕組みの構築を配慮事項に追記
- コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイに係る 1 年間の経過措置の終了

## 家電製品

- 「テレビジョン受信機」を品目として再追加
- 経過措置を設けている電気冷蔵庫については、定格内容積を判断の基準を満たす製品の市場への供給状況を踏まえ、400 ℓ以下から 350 ℓ以下へ変更
- 経過措置を設けている電気便座のうち暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、

## 経過措置を延長

### 照 明

- 省エネ法のトップランナー基準、多段階評価基準の改正に伴い、蛍光灯照明器具について判断の基準を見直すとともに、省エネ効果の高い各種制御機能を配慮事項に設定
- LED 照明器具について判断の基準を見直す（エネルギー消費効率を 20lm/W 以上 40lm/W 以上）とともに、対象範囲の明確化及び調達に当たっての留意事項を追記
- 蛍光灯のうちラピッドスタート形又はスタータ形について判断の基準を見直し（エネルギー消費効率を 80lm/W 以上 85lm/W 以上）
- 電球形状のランプのうち LED ランプについて判断の基準を見直し（エネルギー消費効率の設定）
- 電球形蛍光灯について省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、判断の基準を見直すとともに、電球形蛍光灯以外についても判断の基準を見直し（エネルギー消費効率を 40lm/W 以上 50lm/W 以上）

### 自動車等

- 平成 23 年 4 月以降に型式指定を受ける乗用自動車等について、燃費表示モードが JC08 モードとなることに伴う移行措置を実施（10・15 モード燃費と JC08 モード燃費を併記）

### 消火器

- 製品の回収システム、再使用又はリサイクルシステムの構築を判断の基準に設定（配慮事項から）

### 制服・作業服、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品

- 昨年度の検討において、経過措置を設けた制服、作業服等 13 品目について 1 年間の経過措置を終了（防災備蓄用品の対象品目も同様）

### インテリア・寝装寝具

- マットレスについて判断の基準を見直し（再生 PET 樹脂配合率の算定方法の変更）

### 設備

- 日射調整フィルムについて判断の基準を見直す（判断の基準への適合状況の第三者による審査）とともに、調達者が留意すべき事項を追記

### 防災備蓄用品

- 対象範囲に「アルミ製ボトル缶飲料水」を追加するとともに、判断の基準を設定（賞味期限 10 年以上）

### 公共工事

- 吸収冷温水機について判断の基準を見直し
- 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管について判断の基準を見直し
- 排出ガス対策型建設機械について判断の基準を見直し

### 役 務

- 「飲料自動販売機設置」を品目として追加
  - ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2）
- 印刷の判断の基準等を見直し
  - ➔ 特定調達品目検討会分科会の報告参照（資料 2 - 2）
- クリーニングについて対象範囲の明示（他の品目として調達する場合の扱い）

## 2. 現段階において検討中の品目・内容等

現段階において、省エネ法の特定機器のうち、多段階評価（省エネ性能を 5 段階の星印で評価）の対象機器について、基準の見直しの検討が行われているところである。このため、見直しの対象となる特定機器に該当する品目に係る判断の基準について、省エネ法の告示時期及び市場の占有状況を踏まえ、見直し結果を適切に反映するものとする。